

令和7年度「榎並小学校 学校安心ルール」

<基本的な考え方>

- 学校安心ルールは、あらかじめルールを明示することにより、子どもたちがしてはいけないことを自覚したうえで、自らを律することができるよう促すことを目的として作成したものです。
- 子どもたちには日頃より、基本的な約束に示されたことからを心がけることを伝え、ひとりひとりがルールを守ることの大切さや相手のことを考えることができます、「より良い社会（学校）」をめざしています。
- 第1～3段階の基本となるものは、『体罰・暴力行為を許さない開かれた学校づくりのために』の「児童生徒の問題行動への対応に関する指針」によるものです。
- 学校は児童生徒ひとりひとりの状況等も十分にふまえ、対応について判断します。
- 「学校等が行うことができる対応」については、あくまでも例示であり、学校の判断で対応することがあります。

対応段階	学習の時に	他の子に対して	先生に対して	その他のルールとして	学校等が行うことができる対応
基本的な約束ごと		・嘘をつかない	・ルールを守る	・人に親切にする	・勉強する
第1段階	・授業に遅れる ・授業中に指示なく立ち上がり歩いたりする。	・仲間はずれにする ・無視する ・叩いたり、蹴ったりする ・からかう、ひやかす	・指導を素直に聞かない ・指導を無視する ・からかう、ひやかす	・学校の物や他人の物に落書きをする ・学校に不必要なものを持ってくる	・その場で注意 ・個別指導 ・場合によっては家庭連絡
第2段階	・第1段階が続く ・授業をさぼる目的で、教室から抜け出す ・授業の迷惑になる行為を行う	・第1段階が続く ・他者の身体または精神を損なう行為をする ・脅迫、示唆、口止め等を行う	・第1段階が続く ・指導に対して反抗する ・挑発的な態度をとる	・第1段階が続く ・学校の物や他人の物を故意にこわす ・他者の身体または精神を損なうおそれのある行為をする	・その場で注意 ・個別指導 ・家庭連絡
第3段階	・第1、2段階が続く ・授業中、故意に妨害をする ・教室から抜け出し、校外へ出る	・第1、2段階が悪質化し、続く ・故意に暴力行為をする ・物を盗む、捨てる、壊すなどの行為 ・情報モラルにおける盗撮、拡散、侮辱等の行為	・第1、2段階が続く ・指導に対して激しく反抗する ・暴力、暴言、脅迫等の行為をする	・第1、2段階が続く ・万引きなど法律に違反するようなことを行う ・他者の身体または精神を著しく損なう行為をする	・複数の教職員による個別指導 ・家庭連絡 ・関係諸機関（警察・こども相談センター）と連携し、学校内で指導を行う ・場合によっては別室登校
	第3段階よりも重いと思われる事象や違法行為（窃盗や傷害・恐喝行為など）については、学校は教育委員会事務局の担当指導主事と連携し、対応について協議する。				

